

創作村使用料

創作村の使用料を次のとおり改定することとなりましたのでお知らせします。
新しい使用料は、令和元年10月1日以降の使用分より適用となります。

区分		単位	使用料
木工機械		1人1日につき	200円
陶芸窯	大	1回につき	2,610円
	小	1回につき	1,300円

市外居住者(市内に住所を有している者又は市内に主たる事務所を有している法人以外のものをいう。)の使用の場合は、この表の使用料の額の2倍に相当する額となります。